

ハイパーセルは「公共工事輸入資材」に該当します。

日本国政府の公式文書

(土木工事の場合)

建設省の土木工事に使用する材料は、設計図書(図面、仕様書等)に品質規格を明示することとしている。また設計図書に明示していない場合には、中等の品質として、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとしている。

従って、設計図書(図面等)において、特定メーカーの製品を指定するようなことはおこなっておらず、材料の品質規格・仕様等のみを明示する方法をとっている。

国交省の材料編

## 6. 海外の建設資材の品質証明

受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。

なお、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督職員に**提出**するものとする。また、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に**提出**しなければならない。

上記規定より

ハイパーセルは「日本国内の公共機関で実施した試験結果資料の提出が必要です。」

日本国内の公共機関は

**CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構**

試験頻度は、1回/年 です。